

(11) 非公共事業

中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (県事業名：中山間地域等農村活性化事業)	事業主体 県	所管課班	農村振興課 農村交流対策班
--	--------	------	------------------

趣 旨

土地改良施設及び土地改良施設と一体的に保全することが必要な耕作放棄地等を含む農地（以下「農地」という。）は農業生産に資する機能やこれと併せて発揮される国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、土地改良施設及び農地の利活用に係る地域住民の共同活動の活発化を図ることが重要である。

中山間地域等においては過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が農政上の重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することは、地域の活性化を図る上で重要である。

このため、中山間地域等において、土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うものである。

事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

1 対象地域

中山間地域（4法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域。

2 基金の造成

県に基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）
（基金管理主体：県）

3 基金運用益による事業

(1) 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全に資する工法等の研究を行う事業。

(2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業。

(3) 推進事業

- ・都道府県委員会等の設置及び運営
- ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導
- ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化
- ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等

中山間地域等直接支払交付金事業	事業主体 農業者の組織する 団体等	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
-----------------	-------------------------	--------------------

趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

対象要件

1 対象地域

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の4法指定地域
- (2) 知事特認地域
 - ① 4法指定地域に接する農用地を有する地域
 - ② 農林統計上の中山間地域
 - ③ 農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域

2 対象農用地

農振農用地区域内であり、1 ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

- (1) 急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15度以上、草地・採草放牧地：15度以上）
- (2) 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が30 a未満で平均20 a以下）
- (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
 - ① 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地（田：1/20～1/100、畑・草地・採草放牧地：8～15度）
 - ② 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

高齢化率：40%（農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合）

耕作放棄率：田8%以上、畑15%以上（経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合）

3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

4 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

5 事業主体：農業者団体等

6 事業実施期間：平成27年度～平成31年度

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (4法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	” (県特認地域)	1/3	1/3	1/3	

多面的機能支払交付金事業

事業主体 活動組織等

所管課班 農村振興課 農村交流対策班

趣 旨

近年の農村地域の過疎化，高齢化，混住化等の進行に伴う集落機能の低下により，地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また，地域の共同活動の困難化に伴い，農用地，水路，農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される場所である。このような状況を鑑み，地域の共同活動に係る支援を行い，地域資源の適切な保安全管理を推進することにより，農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに，担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため，地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組に対し多面的機能支払交付金を交付する。

事業の内容

1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による農用地，水路，農道等の地域資源の基礎的な保安全管理活動及び地域資源の適切な保安全管理のための推進活動を行う組織へ交付するもの。

2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付するもの。

3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織，県，市町村]

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため，推進組織，県及び市町村へ交付するもの。

* 上記1～3について，事業基幹は原則5年間とする。

採 択 基 準

○関係する実施要綱，要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知，以下「実施要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知，以下「実施要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知，以下「交付要綱」という)

- (1) 実施要綱に定める事業実施主体の体制が整備されていること。
- (2) 広域活動組織は，集落又は活動組織及びその他関係者との間で協定を締結し，市町村長の認定を受けていること。

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	交付単価	備 考
	農地維持支払交付金	田	3,000円	
		畑	2,000円	
		草 地	250円	
	資源向上支払交付金（共同活動）	田	2,400円	5年間以上実施した場合は、左記の7.5割とする
		畑	1,440円	
		草 地	240円	
	資源向上支払交付金（施設の長寿命化）	田	4,400円	
		畑	2,000円	
		草 地	400円	

* 交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	農地維持支払交付金	1/2	1/4	1/4	
	資源向上支払交付金（共同活動）				
	資源向上支払交付金（施設の長寿命化）				
	多面的機能支払推進交付金	1/1	—	—	

小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 (旧小水力等再生可能エネルギー導入推進事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等 県土地連	農村振興課 所管課班 広域水利調整班
---	---------------------------------	--------------------------

背景／目的

農業水利施設は、食糧供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与しているが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等により維持管理費が増大傾向にある。農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入にあたって必要となる調査設計や協議調整等を支援し、円滑な導入に資することを目的とする。（平成29年度創設）

事業の内容

- 1 導入可能性調査支援事業
小水力等発電施設の導入促進のため、小水力等発電施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。
- 2 概略設計支援事業
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、概略的な設計に対する支援。
- 3 基本設計支援事業
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、基本的な設計に対する支援。
- 4 協議・手続支援事業
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、関係者との協議や各種手続きに対する支援。

採択要件

- 1 導入可能性調査支援事業
当該事業の実施により、土地改良施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の導入が見込まれること。
- 3 概略設計支援事業又は基本設計支援事業
 - (1) 事業終了後速やかに、土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備又は更新を予定していること。
 - (2) 発電施設について、以下の建設費単価を下回ることが見込まれること。
 - ・200万円/kW未満（施設利用率 40%未満）
 - ・250万円/kW未満（施設利用率 40～50%）
 - ・300万円/kW未満（施設利用率 50～60%）
 - ・350万円/kW未満（施設利用率 60～70%）
 - ・400万円/kW未満（施設利用率 70%以上）
 ◎設備利用率＝年間可能発電量（kwh）÷（最大発電出力（kW）×24時間×365日）
 ◎建設費単価＝発電施設に係る概算建設費÷最大発電出力（kW）
 上記の建設費単価を超える場合、地方農政局長等が適当と認めるものは実施可能。
 - (3) 整備を予定している太陽光発電施設について、電力会社との系統接続の見込み及び接続条件等を踏まえ、導入可能性が確認されていること。
- 4 協議・手続支援事業
土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備又は更新を実施していること又は実施することが見込まれること。

事業の実施

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）別表1の小水力等再生可能エネルギー導入支援事業の実施については、要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（最終改正平成29年3月31日付け28農振第2114号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

事業実施期間 平成33年度まで

負担割合	区分	国	県	市町村 改良区等	補助の 上限額※1	備考
	導入可能性調査支援事業	定額	—	—	2,000千円/地点	
	概略設計支援事業	定額	—	—	5,000千円/地点	
	基本設計支援事業	1/2	—	1/2※2	5,000千円/地点	
	協議・手続支援事業	定額	—	—	600千円/地点	

※1 上限額を超える場合、事業申請書に詳細積算内訳を添付すること。（別途東北農政局と協議が必要）

※2 事業主体：市町村、土地改良区等の場合

（参考）平成29年度 小水力発電の導入に係る主な助成

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成の内容・条件	備考
かんがい排水事業等の土地改良事業	小水力・太陽光等発電施設	国,都道府県等	・国営事業 2/3ほか ・県営事業 1/2ほか	・農業水利施設の整備と一体的に,土地改良施設に電力を供給する発電施設を整備	発電施設の単独整備は不可
ハ ー ド 事 業 農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業	小水力発電施設	都道府県,市町村,土地改良区等	1/2ほか	・土地改良施設,農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備 ・小水力発電整備事業計画が作成されていること	
農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業	小水力・太陽光等発電施設	都道府県,市町村,農協,土地改良区等	1/2ほか	・農林水産省に係る助成又は融資の対象となっている施設に電力を供給する発電施設を整備 ・農村集落基盤再編・整備事業計画が作成されていること	発電施設の単独整備は不可
ソ フ ト 事 業 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業	小水力・太陽光等発電施設	都道府県,市町村,協議会,土地改良区等	定額	・農業水利施設を活用した小水力発電の導入の円滑化を図るため,調査・設計等を支援	基本設計は1/2補助

農地耕作条件改善事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 農村環境整備班
------------	----------------------------	--------------------------

趣 旨

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化及び高収益作物への転換を推進するため、既に区画が整備されている農地の区画拡大や暗渠排水整備について、耕作条件の改善を実施する。

また、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業を組み合わせ一括支援する。

事業の内容

《地域内農地集積型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

1 定額助成

- | | | |
|--|----------------------------|----------|
| (1) 田の区画拡大 | (2) 畑の区画拡大 | (3) 暗渠排水 |
| (4) 湧水処理 | (5) 末端畑地かんがい施設 | (6) 客土 |
| (7) 除礫 | (8) 更新整備（水路，排水路，農作業道，特認事業） | |
| (9) 条件改善推進費（調査・調整，実施計画策定，先進的省力化技術導入 等） | | |
- ※ 助成額は工種や施工方法により異なる。

2 定率助成

- | | | |
|-------------|--------------------------------|-------------|
| (1) 農業用排水施設 | (2) 暗渠排水 | (3) 土層改良 |
| (4) 区画整理 | (5) 農作業道等 | (6) 農地造成 |
| (7) 農用地の保全 | (8) 営農環境整備支援 | (9) 管理省力化支援 |
| (10) 品質向上支援 | (11) 条件改善促進支援（地形図作成，農用地等集団化 等） | |
| (12) 指導 | | |

《高収益作物転換型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

1 定額助成

- 《地域内農地集積型》の1定額助成の（1）から（9）に加えて以下のもの。
- (10) 高収益作物転換推進費（高収益作物転換プラン作成，営農定着推進）
- ※ 1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）

2 定率助成

- 《地域内農地集積型》の2定率助成の（1）から（12）に加えて以下のもの。
- (13) 高収益作物導入支援（実証展示ほ場の設置・運営，高収益作物の導入及び定着推進，農業機械リース，農地の良好な生産環境の維持及び条件整備）

採 択 基 準

- 1 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域，又は重点実施区域に指定される見込みのある区域。
- 2 農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- 3 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- 4 1地区当たりの受益者数が，農業者2者以上であること。

《地域内農地集積型》

上記1から4に加えて以下のもの。

- 5 地域内農地集積促進計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。

《高収益作物転換型》

上記1から4に加えて以下のもの。

- 5 高収益作物転換促進計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 6 ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。

事業主体

農地中間管理機構，都道府県，市町村，土地改良区，農業協同組合，農業法人等
その他農業者等が組織する団体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
(団体営)	定率助成	50 (55)	—	50 (45)	()は中山間等
	定額助成	定額	—	—	

注 1) 平成27年度新規事業で予算区分は非公共事業に分類

注 2) 平成28年度予算までは直接補助。平成29年度予算以降は間接補助。

農業水路等長寿命化・防災減災事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班 防災対策班 農村環境整備班
------------------	-------------------------	--

事業の内容

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故防止などのリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

- 1 長寿命化対策
 - 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備

- 2 防災減災対策
 - (1)自然災害等対策
 - 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備
 - (2)危機管理対策
 - 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備

- 3 機能発揮対策
 - (1)調査計画等
 - 施設の長寿命化対策及び防災減災に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等
 - (2)体制整備
 - 施設の監視・管理体制の強化、ハザードマップの作成、権利関係の調整

採択基準

- 1 長寿命化・防災減災整備計画を作成していること。
- 2 長寿命化又は防災減災対策を実施する場合には、以下の要件を満たすこと。
 - (1)交付対象事業1地区あたりの事業費の合計が200万円以上となること。
 - (2)交付対象事業1地区あたりの受益者数が、農業者2者以上であること。（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く）
 - (3)交付対象事業1地区あたりの事業工期が原則3か年以内であること。
- 3 機能発揮対策を実施する場合には、1の要件に加え、交付対象事業1地区あたりの事業工期が1か年以内であること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	長寿命化対策	50 [55]	27.5	10	12.5 [7.5]	県営 ※1 ※2
		50 [55]	未定	未定		上記以外
		50 [55]	15	35 [30]		団体営 ※1 ※3
		50 [55]	0	50 [45]		上記以外
	防災減災事業	50 [55]	34	16 [11]	0	防災ため池工事等
		50 [55]	29	14	7 [2]	ため池整備工事等
		50 [55]	32	18 [13]	0	河川工作物応急等
		50 [55]	35	10	5 [0]	特定管等特別対策
機能発揮対策	100 (定額)				1地区あたりの助成 上限が、1,000万円	

[]は離島、特別豪雪地帯、振興農村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域の場合

※1 機能保全計画に基づく対策工事

※2 頭首工、排水機場などで受益面積が広域のものを対象

※3 ストックマネジメント実施方針に掲載された施設を対象